第11回オンライン診療の適切な実施に 関する指針の見直しに関する検討会

資料2-1

令和2年11月2日

# 令和2年7月~9月の 電話診療・オンライン診療の実績 の検証のまとめ

## 前回の検討会における検証(4月~6月)のまとめ

#### ○ 前回の検証のまとめ

- 時限的・特例的な取扱いについては、3ヶ月ごとに検証を行うこととしており、8月6日に「オンライン診療の適切な実施の見直しに関する検討会」を開催して、4月から6月の実績について検証した。
- ○検証では、
  - 電話診療やオンライン診療の患者は小児が多かったこと
  - 全体の傾向として、軽症と思われる患者を中心に、初診からの電話診療・オンライン診療が行われていたこと
  - 一部において、物理的に大きく離れた地域に対して診療が行われていたこと
  - 一部において、時限的・特例的な取扱いで禁止されている麻薬・向精神薬の処方等が行われていたこと

が明らかとなった。

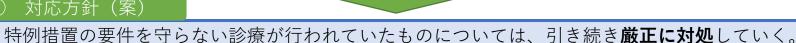
- また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**時限的・特例的な取扱いを当面継続 する**こととした。
- 検討会での検証の結果、
  - 時限的・特例的な取扱いの要件の遵守の徹底
  - 概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とする ことが望ましいこと
  - 速やかに厚生労働省が指定する研修を受講すること を周知した。

## 今回の検証(7月~9月)のまとめ

#### 診療の実績について

- 診療の実績については、
  - ◆ 7月~9月における電話や情報通信機器を用いた診療は、引き続き4月~6月と同程度実施され ていた。
  - ◆ 対象となっている患者や疾患等、診療の内容についても4月~6月と同様であった。
  - ◆ 一部において、物理的に大きく離れた地域に対して診療が行われていたことや、要件を守らない 処方等が行われていたことも同様であった。

#### 対応方針 (案)



- 前回の検討会を受けて周知した下記の事項について引き続き取り組む。
  - 時限的・特例的な取扱いの要件の遵守の徹底
  - 概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望 ましいこと
  - 速やかに厚生労働省が指定する研修を受講すること

#### 時限的・特例的な取扱いの期限に関する評価について

4月10日付け事務連絡による取扱いは、「新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が 困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの 間」としており、現在の感染の状況を踏まえた評価が必要。

#### 対応方針(案)

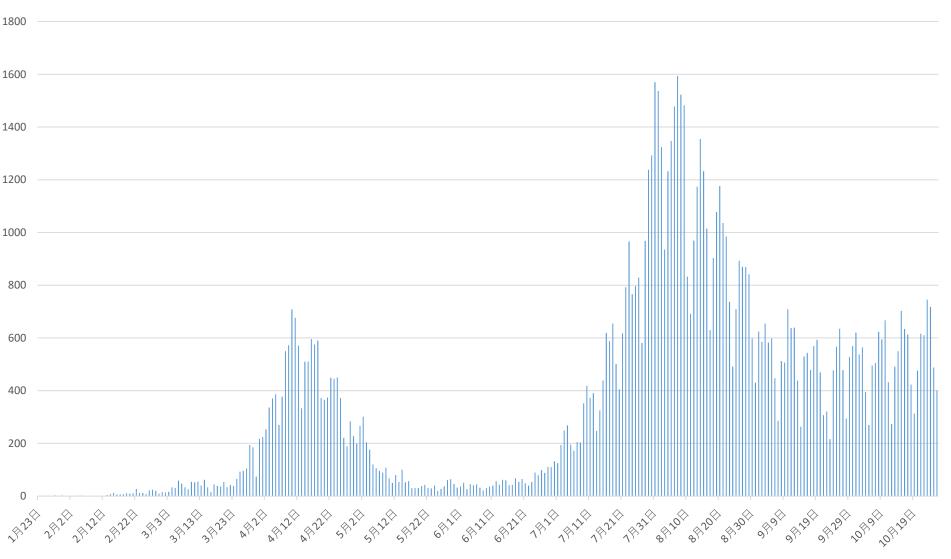


- ・感染の状況について、9月以降は新型コロナウイルス感染者数は概ね横ばいから微増傾向である。
  - 今回の検討会においては、時限的・特例的な取扱いを当面継続することとしてはどうか
  - 引き続き、評価にあたっては、「患者が安心して医療機関の外来を受診できる」と言えるか。 どうかが重要ではないか

# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和2年10月26日24時時点



<sup>※1</sup> 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。

<sup>※2 5</sup>月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。